

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

(対象期間：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

1. 派遣労働者の数	0 名
2. 派遣先の数	0 件（現在派遣実績なし）
3. 労働者派遣の料金の平均額	（1 日 8 時間あたり）算定実績がないため算出不可
4. 派遣労働者の賃金の平均額	（1 日 8 時間あたり）算定実績がないため算出不可
5. マージン率	算定実績がないため算出不可 ※マージン率とは、派遣料金から派遣労働者の賃金を差し引いた残額
6. 教育訓練に関する事項	・ 入社時研修（会社概要、就業規則、安全衛生教育） ・ コンプライアンス教育 ・ 職能向上のための OJT
7. 福利厚生に関する事項	・ 雇用保険、社会保険の加入 ・ 定期健康診断の実施
8. 労使協定に関する事項	労使協定の締結：なし